

河川の整備

1 施設整備

(1) 洪水防止対策

①事業目的と取組方針

近年、局地的な集中豪雨や台風の大規模化に伴う豪雨が増加しており、浸水被害から県民の生命と財産を守るため、河川施設の整備を進めています。

平成29年10月の台風第21号や平成30年7月豪雨により、全国各地の中小河川においても、甚大な浸水被害が発生していることから、被害の防止・最小化のため「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、集中的に河川整備を進めていきます。

②令和元年度の主な取組

三滝川（四日市市）、桧尻川（伊勢市）及び木津川（伊賀市）など19河川で河川改修事業を実施するとともに、相川（津市）、神内川（紀宝町）で大規模特定河川事業を実施します。

(2) 地震・津波対策

①事業目的と取組方針

南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波等による浸水被害を軽減するため、河川堤防や河口部大型水門の地震・津波対策を進めます。

②令和元年度の主な取組

鍋田川河川堤防（木曾岬町）や鶴方水門（志摩市）など4河川で耐震化対策を実施します。

2 住民の避難に資する取組

(1) 浸水想定区域の指定

①事業目的と取組方針

平成27年の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を作成し、浸水想定区域を指定・公表することになりました。

水位周知河川に位置付けた全38河川について、平成30年度末までに洪水浸水想定区域図の作成が完了したことから、今後は早期に浸水想定区域の指定・公表の手続きを進めるとともに水位周知河川以外の浸水想定区域図の作成に取り組んでいきます。

②令和元年度の主な取組

水位周知河川以外の洪水浸水想定区域図を12河川で作成します。

(2) 「水防災意識社会」の再構築

①事業目的と取組方針

行政や住民等の各主体が、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が必要になっています。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、県、市町等で構成する大規模氾濫減災協議会を県内 10 の圏域で設置して、減災のための目標を共有し、住民の避難に資する取組などを一体的、総合的に推進していきます。

②令和元年度の主な取組

各圏域の大規模氾濫減災協議会でとりまとめた「各圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」に基づき、取組内容のフォローアップを行います。

また、洪水時の水位を観測し、スマートフォン等から水位情報を確認できる「危機管理型水位計」については、令和2年度末までに 181 基設置する計画を 1 年前倒しし、本年度中の設置完了をめざして取り組みます。(令和元年度は 61 基設置予定)

3 河川堆積土砂撤去等

早期に河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害軽減のために、引き続き河川事業や砂利採取制度、災害復旧事業を活用して、堆積土砂の撤去及び雑木の伐採に取り組みます。

また、堆積土砂撤去の結果及び実施(予定)箇所については、県のホームページで段階的に(7月、10~12月、1月)公表します。

4 災害復旧

(1) 平成29年災害

台風第21号等により、県管理公共土木施設において、398箇所の災害が発生しており、平成31年4月末現在で393箇所の災害復旧工事が完成しています。

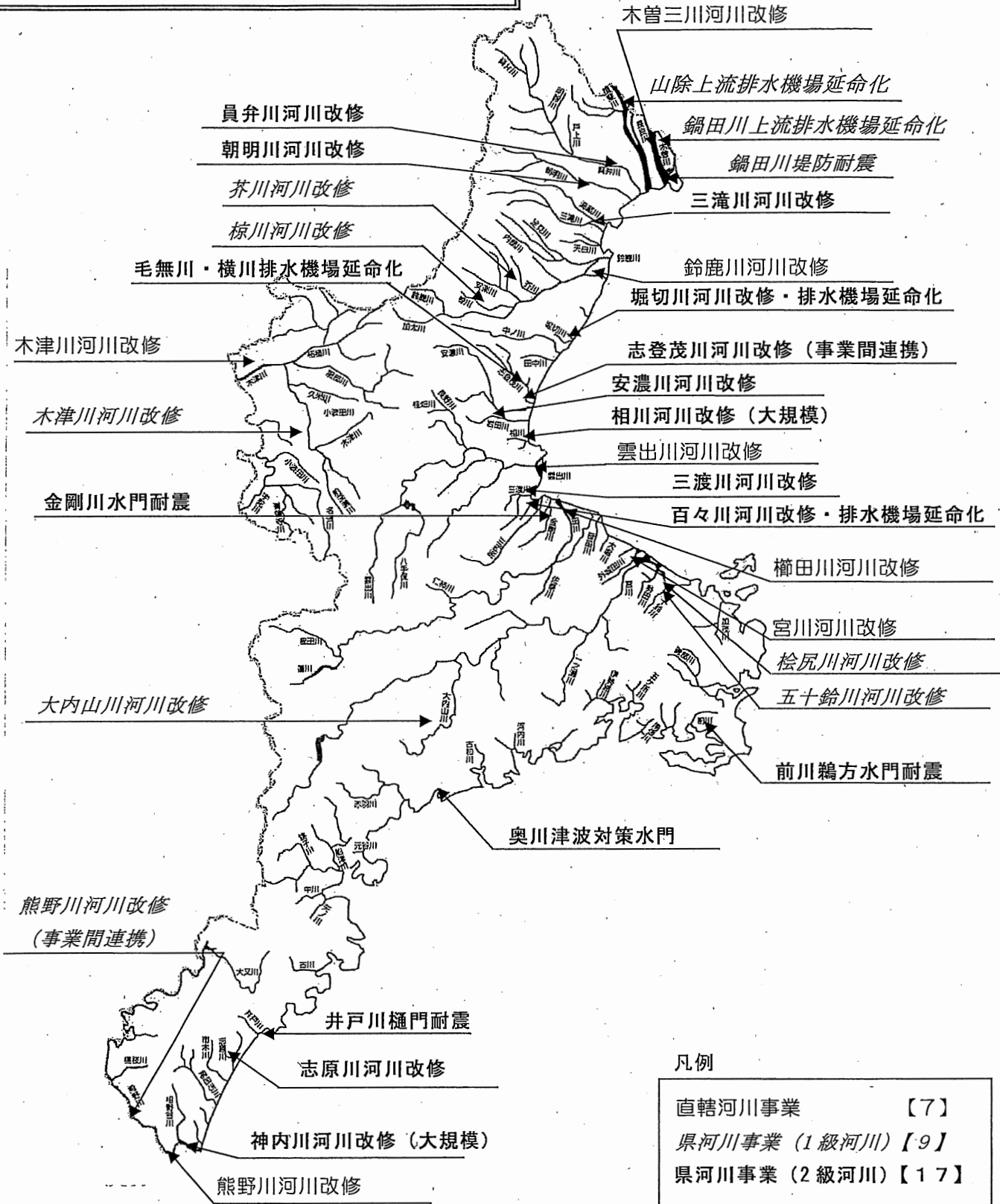
残る5箇所について、早期完成に努めます。

(2) 平成30年災害

台風第24号等により、県管理公共土木施設において、66箇所の災害が発生しており、平成31年4月末現在で20箇所の災害復旧工事が完成しています。

残る46箇所について、早期完成に努めます。

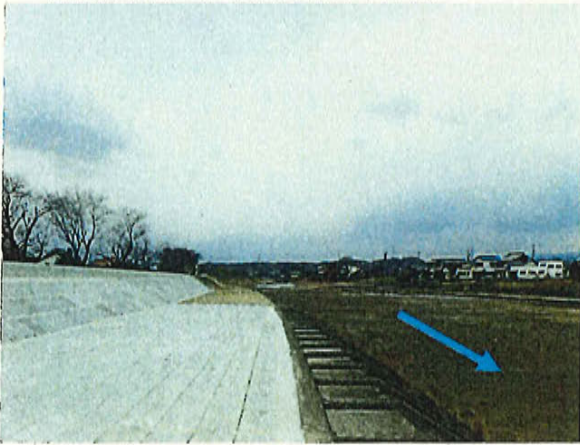
本年度の県内の主な河川改修事業



凡例

直轄河川事業	【7】
県河川事業（1級河川）	【9】
県河川事業（2級河川）	【17】

【朝明川】感潮区間における河川改修
(高潮対策)(三重郡川越町高松)



【木津川】流下能力向上のための河川改修
(伊賀市下神戸)



【穴倉川】堆積土砂撤去(津市安濃町今徳)



【鍋田川上流排水機場】排水機場のポンプ
更新(桑名郡木曾岬町加路戸)



【鵜方水門(前川)】大型水門の耐震対策
(志摩市鵜方)



【一之瀬川】被災した護岸の災害復旧状況(度会町南中村)



砂防・ダム of 整備

1 砂防事業

(1) 事業目的と取組方針

豪雨等によるがけ崩れや土石流などの土砂災害から県民の生命、財産を守るための土砂災害防止施設を整備します。

整備にあたっては、通常砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業により、自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や、避難所を保全対象としている箇所为重点的に取り組みます。

特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき選定された箇所については、3年間で集中的に実施します。

また、土砂災害により危害を受ける箇所を周知するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を令和元年度末の調査完了に向けて取り組みます。

- ・土砂災害防止施設の整備：通常砂防事業（砂防えん堤工、渓流保全工など）
急傾斜地崩壊対策事業（法面工、擁壁工など）
- ・要配慮者利用施設：病院、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設など

(2) 令和元年度の主な取組

事業種別	実施箇所
(土砂災害防止施設の整備) 通常砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	砂防:39箇所 急傾斜:18箇所 (「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」12箇所:長谷(多気町)など)
うち、要配慮者利用施設を保全する事業	11箇所 薬王寺谷川(松阪市)、阿田和地区(御浜町)など
うち、避難所として使われる 公共施設等を保全する事業	25箇所 西ノ谷(紀宝町)、蓮華寺地区(度会町)など
(土砂災害警戒区域の指定等) 土砂災害防止法に基づく基礎調査	令和元年度末において 累計 16,208 箇所(100%)の調査完了をめざす
土砂災害警戒区域の指定	令和元年度末において 累計 14,024 箇所(約 87%)の指定をめざす

●通常砂防事業（長谷：多気町）



●急傾斜地崩壊対策事業（阿田和地区：御浜町）



2 ダム事業

(1) 事業目的と取組方針

県土整備部では、洪水時の河川水位を低下させ下流の浸水被害を軽減することを目的に、3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	宮川ダム（大台町）宮川水系宮川 君ヶ野ダム（津市）雲出川水系八手俣川 滝川ダム（伊賀市）淀川水系滝川

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
三重県（県土整備部）	鳥羽河内ダム（鳥羽市） 加茂川水系鳥羽河内川

国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、県内で3つのダムで洪水調節を行っています。

管理者	名称
国土交通省	蓮ダム（松阪市）櫛田川水系蓮川
（独）水資源機構	青蓮寺ダム（名張市）淀川水系青蓮寺川 比奈知ダム（名張市）淀川水系名張川

また、1つのダムを建設中です。

管理者	名称
（独）水資源機構	川上ダム（伊賀市）淀川水系前深瀬川

(2) 令和元年度の主な取組

- ・鳥羽河内ダムは、令和10年度の完成に向けて用地買収、工事用道路工事を計画的に推進します。
- ・川上ダムは、平成29年度から本体工事に着手し、今年度は本体コンクリート打設を開始する予定です。今後、令和4年度の完成に向け整備が進められますが、一日も早く事業効果が発現されるよう、引き続き国等に働きかけていきます。

港湾・海岸の整備

1 港湾事業

(1) 事業目的と取組方針

- ・ 地域の人流・物流ネットワークの拠点としての港湾機能を維持し、県民生活と産業活動を支えます。このため、老朽化が進む岸壁・護岸等の施設の更新・修繕に取り組みます。
- ・ 大規模災害発生時において、緊急物資等の海上輸送機能を確保します。このため、臨港道路橋梁の耐震対策に取り組みます。

(2) 令和元年度の主な取組

- ・ 施設更新：津松阪港（大口地区）の岸壁改良
宇治山田港（大湊地区）の護岸改良
- ・ 耐震対策：長島港江ノ浦大橋の橋脚補強

2 海岸事業

(1) 施設整備

①事業目的と取組方針

- ・ 津波や高潮・侵食による浸水被害から、堤防背後に住む県民の生命と財産を守るため、海岸堤防等の整備に取り組みます。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し整備促進を図ります。
- ・ 三重県は南北に長く、地域により背後地の状況、高潮や津波の高さ、堤防の高さなど施設の状況が異なることから、下記のとおり地域特性に合わせた対策に取り組みます。

県北部・・・地盤が低く地震により堤防が崩壊すると浸水する可能性があることから、地盤の液状化による堤防の沈下や崩壊を防止する地震対策を重点的に実施します。

県中部・・・高潮や高波による越波や海岸の侵食を防止する高潮・侵食対策を重点的に実施します。

県南部・・・大きな津波が短時間で来襲することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策として海岸堤防強靱化対策を重点的に実施します。

②令和元年度の主な取組

- ・ 地震対策：城南第一地区海岸、川越地区海岸など5箇所
- ・ 高潮対策(侵食対策)：千代崎港原永地区海岸、上野・白塚海岸など13箇所
- ・ 津波対策(海岸堤防強靱化対策)：宇治山田港二見地区海岸、的矢港海岸など5箇所

※地震対策、津波対策を高潮対策と重複して実施する海岸もあります。

(2) 住民の避難に資する取組

- ・平成27年度の水防法改正に伴い、「想定し得る最大規模の高潮」を対象とした高潮浸水想定区域図を作成し、区域を指定・公表することが必要となりました。
- ・伊勢湾沿岸の高潮浸水想定区域図について、令和元年度中の作成・公表を目指します。

港湾事業 老朽化対策・・・津松阪港(大口地区)(松阪市大口町)



岸壁棧橋上部の更新

海岸事業 県北部(地震対策)・・・城南第一地区海岸(桑名市福岡町)



地震対策の実施状況

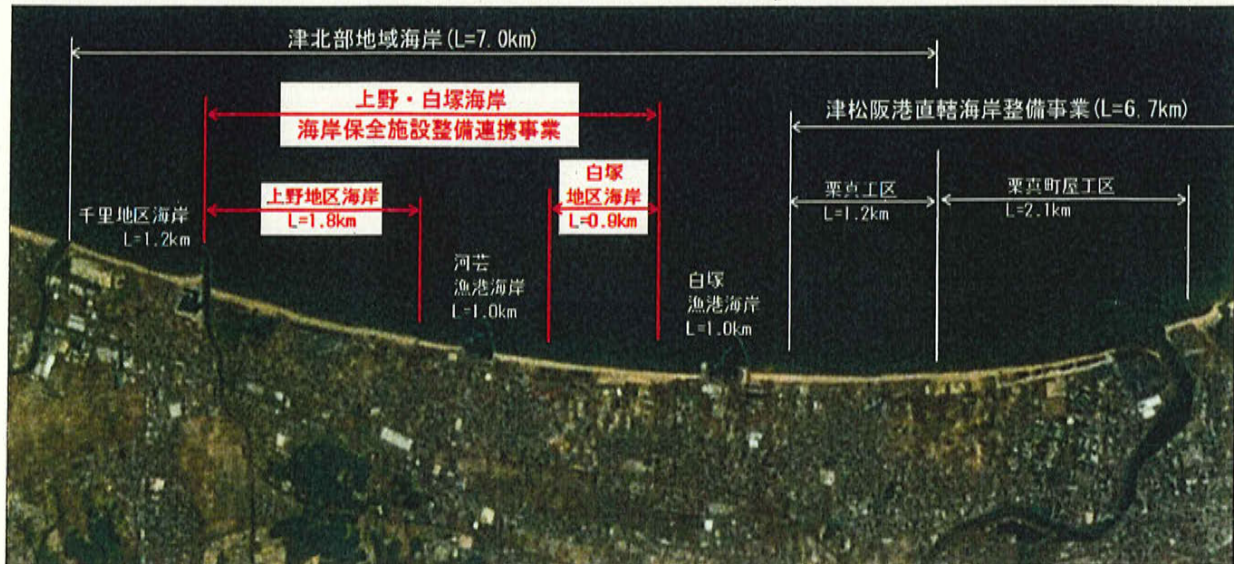
県中部(高潮・侵食対策)・・・千代崎港原永地区海岸(鈴鹿市南若松町)



県南部(津波対策)・・・宇治山田港二見地区海岸(伊勢市二見町今一色)



《津北部地域海岸》（津市河芸町東千里～津市栗真町屋町）



水管理・国土保全局所管事業・・・千里地区海岸、上野地区海岸、白塚地区海岸
 港湾局所管事業（直轄）・・・津松阪港海岸栗真工区（栗真地区海岸）
 水産庁所管事業・・・河芸漁港海岸、白塚漁港海岸

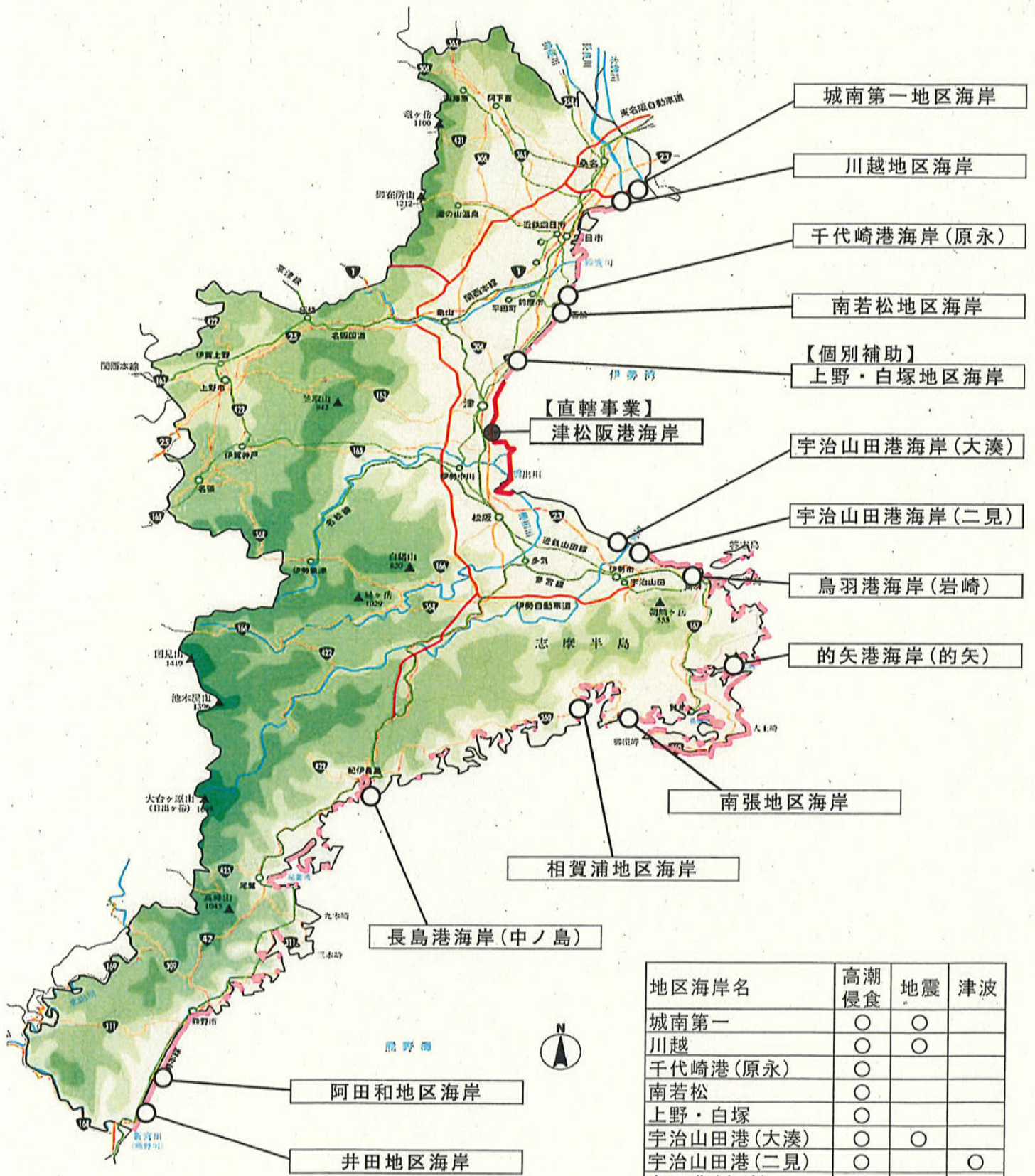
- ・上野・白塚海岸について、令和元年度より海岸保全施設整備連携事業（個別補助）により重点的に整備を進めます。
- ・水管理・国土保全局、港湾局、水産庁所管海岸の堤防を一体的に整備することにより、さらなる整備効果の発現に努めます。

【三重県の港湾】



- 国際拠点港湾 (1)
- ◐ 重要港湾 (2)
- ◑ 地方港湾 (17)
- ◎ 令和元年度事業箇所
- ◆ 耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】



地区海岸名	高潮 侵食	地震	津波
城南第一	○	○	
川越	○	○	
千代崎港(原永)	○		
南若松	○		
上野・白塚	○		
宇治山田港(大湊)	○	○	
宇治山田港(二見)	○		○
鳥羽港(岩崎)	○		○
的矢港(的矢)	○	○	○
南張		○	
相賀浦	○		
長島港(中ノ島)	○		○
阿田和	○		○
井田	○		
箇所数	13	5	5

県土整備部所管海岸 ——
 うち直轄事業区間 ——